その他の装備品

発電機付き投光器（特別事例）	四	五一・〇二	五四・九九
		小計　二一九・九六米ドル	
地雷除去用及び爆発物処理用装備品			
爆破処理器材（特別事例）	二	一八・一五	一九・七五
地雷探知機（形状探知及び爆発物・金属探知）	二	二八一・〇〇	三〇二・五七
		小計　六四四・六四米ドル	
		合計　二〇二、一九四・三四米ドル	

注一　軍用仕様の運送用トラック（六トンから十トンまで）は、商業仕様の運送用トラック（六トンから十トンまで）の代わりに配備されており、商業仕様の額により償還される。

注二　軍用仕様の水運搬用トラック（五千リットルまで）は、商業仕様の水運搬用トラック（五千リットルまで）の代わりに配備されており、商業仕様の額により償還される。

注三　軍用仕様の水運搬用トラック（五千リットル超一万リットルまで）は、商業仕様の水運搬用トラック（五千リットル超一万リットルまで）の代わりに配備されており、商業仕様の額により償還される。

注四　軍用仕様のタンク車（五千リットル超一万リットルまで）は、商業仕様のタンク車（五千リットル超一万リットルまで）の代わりに配備されており、商業仕様の額により償還される。

2　主要装備品の一般的条件

1　この了解の下で提供される主要装備品は、政府の財産である。

2　短期間、特定の任務のために提供される主要装備品に関しては、この了解の補足取極によって定めることができる。

3　政府は、使用に供し得るための基準を満たすため、この書簡に示される数量の十パーセントを上限とする予備装備品を所持し、並びに国の部隊と共に配備し、及び移動することができる。国際連合は、予備装備品の配備及び移動並びに塗装及び再塗装に係る経費を負担する。ただし、政府は、予備装備品については、政府が整備の責任を有する形態の提供による支払を受けることはできない。

4　承認された装備品を、ＵＮＭＩＳＳへの配備のため国際連合が設定した追加的な基準（塗装、国際連合表示、冬期仕様等）に合致させるための整備の経費は、国際連合が負担する。同様に、ＵＮＭＩＳＳの終了後、承認された装備品の国内用彩色への再塗装その他の国内装備用への整備のための経費は、国際連合が負担する。これらの経費は、この書簡に含まれる承認された装備品の一覧表に基づく請求書の提示により査定され、支払われる。塗装及び再塗装の経費は、国際連合総会で承認された主要装備品の塗装及び再塗装の標準額を適用して支払われる。装備品が政府が整備の責任を有する形態の提供によって提供される場合には、修理費は政府が整備の責任を有する形態の提供に係る支払月額の整備部分に含まれるため、当該修理費につき別途の支払は、行われない。

5　政府は、国際連合が燃料、油脂及び潤滑油を提供できない場合には、国際連合総会により承認された標準月額によって、国際連合から支払を受ける。

3　検証及び管理手続

6　検証及び管理手続は、政府が提供する装備品が国際連合総会で承認された質に関する基準を満たしていることを確認するとともに、必要に応じて是正措置をとることを主たる目的とする。国際連合は、国の部隊又は他の指名された政府職員と調整した上で、政府が提供する装備品が国際連合総会で承認された質に関する基準を満たしていることを確保する責任を有する。

7　国際連合は、政府によって提供される装備品の状況、状態及び数量を検証する権限を有する。政府は、検証及び管理に関する事項についての連絡責任者を指名する。当該責任者は、通常その職務によって特定される。

8　検証手続は、合理性の原則によって規律される。その際、両当事者が、この了解（完全に満たされていない内容を含む。）の精神に合致するためにあらゆる合理的な手段を講じたか否かが評価され、また、事柄の重要性及びこの了解の内容が満たされていなかった期間の長さが考慮に入れられる。また、合理性を判断する基本原則は、政府及び国際連合によって提供される物品が、この了解が定める経費以外の追加の経費を国際連合又は政府に負担させることなくその軍用上及び運用上の機能を満たすか否かを内容とする。

9　検証及び管理手続の結果は、合意された支払適格を調整することを含め、相違を是正し、又は是正措置を決定するために、可能な限り低いレベルで行われる協議の基礎として用いられる。

10　主要装備品の検証過程は、次の各検査から成る。

a　到着時検査

主要装備品の最初の検査は、任務地域への到着後直ちに実施され、一箇月以内に完了するものとする。国際連合は、政府と協議した上で、検査の日時及び場所を決定する。この合意の効力が生じた時点で、装備品及び要員が既に任務地域内にある場合には、最初の検査は、ＵＮＭＩＳＳ及び指名された政府職員が共同で決定する日に実施され、その日から一箇月以内に完了する。

政府は、国際連合のチームに対し、主要装備品に関する事項についての助言若しくは協議又は積込港における到着前検査を要請することができる。

b　運用検査

運用検査は、部隊が任務地域に滞在する間、国際連合によって正当に指名された代表者により、運用上の要請に応じて実施される。主要装備品は、提供されたものの種類及び数量が、この了解に合致していること及び適切に使用されていることを確保するため、検査される。

この検査は、運用上使用に供し得る状況が国際連合総会で承認された質に関する基準の下で規定された詳細に合致しているか否かについても判断する。

c　送還時検査

送還時検査は、国の部隊又はその一部がＵＮＭＩＳＳから撤収する際に、国際連合によって正当に指名された代表者によって実施される。この検査により、政府が提供した全ての主要装備品のみが日本国に送還されることを確保する。

d　その他の検査及び報告

追加的な検査は、ＵＮＭＩＳＳ司令官又は国際連合本部が必要とみなす場合には、実施することができる。

4　輸送

11　国際連合は、政府と協議した上で、合意された任務地域の積込み又は積卸しの空港又は港及び当該空港又は港への政府の提供する装備品の配備及び移動のための手配を行い、直接に、又は政府が輸送を提供する場合には請求書の提出に基づき、当該配備及び移動に関する経費を負担する。

12　政府は、主要装備品に関連する予備部品及び小規模の装備品の国の部隊への再供給のための輸送、装備品の交換のための輸送並びに自国の必要上行われる輸送について責任を負う。このような輸送のため、政府が整備の責任を有する形態の提供に係る支払月額の見積整備月額には、あらかじめ一律二パーセントの割増が含まれる。さらに、見積整備月額には、距離に関連した割増率が適用される。距離に関連した割増率は、日本国の積込みの空港又は港と任務地域の積卸しの空港又は港との間の委託ルートに沿って、最初の五百マイル（八百キロメートル）を超えた部分について、五百マイル（八百キロメートル）ごとに見積整備月額に対し〇・二五パーセントとする。

13　政府が整備の責任を有する形態の提供に係る支払月額で支払われる部分を超える予備部品の輸送については、別途の支払は、行われない。